

○農林省告示第六百九十三号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第73号)別表一の二の項のフィリピン共和国から発送される「ニラス・バー種のマンゴウの生果実に係る農林大臣が定める基準を次のように定め、昭和五十年七月十日から施行する。

昭和五十年七月五日

農林大臣 安倍晋太郎

一 植物及び地域

マニラス・バー種のマンゴウの生果実であつて、フィリピン共和国で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(1) フィリピン共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているフィリピン共和国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(2) (1)の植物検疫證明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

- ア ミカソコミバエ又はウリミバエ(以下「ミバエ類」という。)に侵されていないものであること。
- イ 四の消毒が行われたものであること。
- ロ (1)の植物検疫證明書には、(1)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

四 生産地における消毒

くん蒸施設において、その内容積一立方メートル当たり一六グラムのエチレンダイプロマイドを使用して二六度以上の温度で二時間くん蒸すること。この場合、生果実は、未包装のままでくん蒸を行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の五〇パーセントを超えないこと。

五 こん包及びこん包場所

(1) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(2) (1)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

六 表示

(1) 各こん包には、フィリピン共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

(2) (1)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、また、そのこん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。